

総務文教委員会会議録

平成25年11月18日

13時00分

開 会

14時24分

閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時00分 開会

○平賀委員長

それでは時間になりましたので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、議件 1 件について御協議をいただきたいというふうに思います。

最初に市民健康プール建設概要について説明を求めます。

○岩本スポーツ課長

市民健康プール建設概要について説明いたします。

市民健康プールの基本的な考え方といたしまして、従来から課題でありました通年利用のできるプールとし、競泳プールは公認のコースを配備し、公認大会が開催可能な施設と考えております。

健康増進機能として、水を活用して疾病の予防につながる多目的プールの建設を予定しております。

また、幼児から小学生までが容易に水に親しめる水深の浅い児童プールを設ける予定であります。

さらに、多目的スペースを設け、軽スポーツをはじめ水中運動等と軽スポーツを組み合わせることをできる施設を考えております。

次に、建設概要について説明いたします。資料の 2 号をごらんください。

建設位置は前回の委員会でも御説明しましたとおり、駒場南 1 丁目 17 番地のテニスコートに建設をいたします。

プール本体は鉄筋コンクリート、一部鉄骨造で一部 2 階建て約 2,500 平米を予定しております。

駐車場は、プール本体に隣接しております元テニスコートの跡地に、2,400 平米で 70 台程度駐車のできるものを予定しております。

プール玄関近くに身障者用駐車場を 2 台分の設置を考えております。

現在のプールを解体後、トレーニング室 120 平米を総合体育館側に増設をし、残りのスペース 1,280 平米に約 50 台分の駐車場を造成いたします。

プール本体の内容であります。資料の 2 号の 3 枚目をごらんください。

競泳プール 7 コース、水深は 140 センチです。

当初 4 コースを稼働床と考えておりましたが、故障が多いこと、さらにメンテナンスにかなりの費用がかかることで設置をしないこととし、そのかわりにフロアという高さ 40 センチの移動式のすのこ形状のものを沈め、必要に応じ高さを確保

したいと考えております。

次に、多目的プールは勾配の少ないスロープを設け、108.5 平米、深さ 1 メートルに、壁側に手すりを設置したいと考えております。

水中歩行や水中エアロビなど実施のできるプールを予定しております。

児童プールにつきましては、78.4 平米、深さを今 60 センチにするか 70 センチにするかということで今後進めていきたいと思っておりますが、その横にジャグジーを設置します。

それぞれの水槽へは独立した配管を設け、水槽ごとに水温が設定できるような構造で考えております。

また、今回提出しています図面では、児童プールが更衣室側になっておりましたが、多目的プールにはある程度年配の方等が使うだろうということで、位置を逆にして多目的プールを更衣室側に持っていくことと考えております。図面と違う形で申しわけありません。

さらに、多目的スペースは 210 平米でバレーボールコートより大きい面積となります。

ヨガやエアロビクス、健康トレーニングなどができるフロアであり、さらに高齢者の方々などが軽運動やストレッチ、さらにはメディカルチェックなどができる多目的なスペースを設置する予定です。

多目的スペースのプール側の壁をガラスとし、大会時には観客スペースとして使用できるようにいたします。

また、二階に控室を設け、大会を含め観覧ができる場所を設置するよう考えております。

そのほか更衣室には個室で着替えられるスペース、シャワー室にも個室を設けた施設を考えており、さらに健康増進機能をもたせた施設の観点から、多目的更衣室、多目的トイレの設置を予定しております。

また、大会時に使用するタイム測定器タッチ板を導入する予定であります。

建設費用であります。実施設計を経なければ、具体的な数値については申し上げられないのですが、プール本体が 14 億 1,000 万円、そのほか 2 億 7,000 万円、計 16 億 8,000 万円と見込んでおります。

なお本件につきましては、水泳協会等からいろいろ御要望いただいておりますが、協会と協議の結果、今の申し上げた内容で御理解をいただいているものであります。

以上が建設概要であります。

○平賀委員長

それでは質疑に移ります。

○飯田委員

まず1点目ですけれども、基本計画が実際、基本計画というか、概要が示されたのが6月議会のときです。そのときには基本設計が9月までできまして、実施設計が9月から転々となっていました12月になるかというような予定だったのですけれども、特に私たちはきょう概要とこの図面を見たのは初めてです。

先日、水泳協会ははじめ、各水泳の団体の皆さんからレクチャーというか意見交換した段階で、図面というかさまざまな問題点が出されました。まず基本的には、おくれた原因をまず一つお聞きしたいと思います。

○岩本スポーツ課長

この基本設計につきましては、建築課を通してコンサルに出して設計委託をかけたところであります。

途中、さまざまな我々の要望等も入れた中で、図面が何度か変わって、内部協議をしながら変わっていったという過程の中で、予定よりも時間がかかったという経過です。

○飯田委員

実際こうやって議論するのはきょう18日です。

12月議会の説明会は12月2日になっています。それまでにはもう時間がありません。

これらの資料1の概要をもらったのは、私たちきょう初めてで、実際のはじめ、基本計画を立てて基本設計の図面ができた段階での資料はきょう初めてなのです。

私はきょうこれ1回というわけにはなかなかないということで、持ち帰ってきちんと討議する時間も欲しいと思うのですが、きょうするのは私は概要というかそういうことでしかできないと思っているのです。

そういうことからいうと、やはりこの6月から9月までどうしてできなかったのかということと、9月からこの11月18日まで、結果的には5カ月近くかかっているのです。

ということからいうと、今やはり市民プールというものの通年化でいいものせっかくつくろうということですから、議会でも十分やはり議論する時間がとりたいと思っています。

ただ、時間のない中でやはり真剣に質疑したい

と思っているのですけれども、そういうような考え、今後、基本設計がありまして基本計画が出て、12月議会でなくて実際実施設計入るまでの猶予、期間というのはどの程度みていますか。

○角田建築課長

我々のほうは当初、基本設計を11月までということで計画を進めていました。これから12月から2月、3月ぐらいでとりあえず実施設計を完成させると。

今、日程が早くなっていますので、今これで皆さんの御意見をいただいて実施設計に入れる状況になった時点ですぐ発注する準備はできております。

○飯田委員

建築現場の今11月ということだったのですが、その9月までと11月の乖離というのは、今岩本課長が言ったのとは若干ニュアンス違うんですけど、どの辺にあるのですか。

○角田建築課長

さっき岩本課長が言ったとおりでございまして、その基本設計より基本計画の中に入るときにいろいろな意見がございまして、そこをまとめて基本設計入ったのですけれども、基本設計の中でもいろいろ2転3転するような形になって、それがずっと延びていて現在に至ったという状況になっています。

○飯田委員

例えばきょうの図面では、実際2階の観覧席という図面はないのです。

私は実際6月にこの委員会に示されたプールのこのイメージ図、このときにどうしてレイアウトぐらいを示せなかったのか。

当然このイメージ図だけですと、当然9月までに私は9月議会なり9月のときにこういうような形のものが出てきて、それで議論して12月の基本計画なり基本設計というものも出るということだったのですけれども、実はこのプールのイメージというのは私の聞くところによると、5月では市民プールということで、ある程度でき上がっていたかに聞きます。

ただ健康増進機能が入ったので市民健康プールというのになったと思うのですけれども、その辺の経過はいかがですか。

○岩本スポーツ課長

当初から市民健康プールということで話しておりまして、先ほどの図面のとおり多目的なり健康

増進機能をもったプール、競泳プール、ジャグジーということで、途中から健康増進機能入れたわけではありませんので、当初から今委員がおっしゃったような図面の中身で進めてきました。

○飯田委員

このプールのイメージということなのですが、もう1回基本的に聞きますけども、プールを通年化にするので、このプールを新しくするといったときに、今まで培った30年の市民プールの実績なりノウハウがあると思うのです。

そのノウハウをもとにしてやると当然、今まで利用してきた方を中心に、競泳プールを中心に計画を立てて、プラス健康増進という考えなのか。

それとも競泳用プールがあって、プラス健康増進の施設があって、これらは両方ともしっかりやるという考えなのか、その辺の当初からしっかりした考えを持っていたのですか。

○岩本スポーツ課長

競泳の部分と健康増進の部分で、競泳プールなどは両方でも使えますけども、特に競泳プールについてはやはり競泳目的のプラス説明したとおり浅いもの、すのこ状のフロアを入れて小学校の高学年ぐらいであれば普通の競泳ができるようなという機能をもたせたプールにしたいと、さらに先ほどから申していますとおり、健康増進機能を持った多目的プールにつきましてはウォーキング、水中エアロビ、水中運動等に使えるということで、一応分けるなり多少重なっていて、それぞれ目的に応じて、建設し活用したいというふうに考えております。

○飯田委員

私は6月でこのプールのイメージが示された時点で、当然今回、水泳協会を初めとした水泳関係者の団体から指摘を受けまして、観覧席がないと。

当然、今ありますので観覧席があると思って議論は進めていたつもりなのです。

この時点で当然設計図を、基本設計を書いた時点では初めから予想はしてなかったのですか。

○岩本スポーツ課長

この図面の前にも一番最初に出てきた図面がありまして、その中には1階で80名ほどが見られる観覧スペースというのを設けておりました。

そのほかにも、観覧が可能だというスペースを絵にしまして、そこで協会と協議をいたしました。

それでもなかなか数が足りないということになりましたので、本来、先ほどのこの図面のプール

の図面ですけども、多目的スペースのところに女子更衣室があったのが一番最初の図面でありましたが、御要望で多目的スペースをプール側に持ってきて、先ほども説明したとおりそこをガラス張りにすると観覧スペースになり得るということで、その意見を反映いたしました。

さらに、ちょっとこれ図面ではわかりづらくなっておりますが、ホールの左から階段で二階に上っておりまして、赤点線で2階控室という部分が控室ながら観覧ができるスペースということで、一階から二階のほうにスペースを広げて移したという経過であります。

○飯田委員

では観覧席は初めから設けてなかったということのときに、これは建築費か何かの費用の関係だけなのですか。それとも初めから要らないという関係だけだったのですか。

○岩本スポーツ課長

先ほど言いましたとおり1階には80人ぐらいが見られる観覧スペースは設けていて、観覧席がなかったわけではなかったです。

当初、観覧席を設けるに多額の費用がかかるということで、必要性については協会側からも要求がありまして理解はしておりました。

関係部署等々と協議を重ねて、設置にはかなりの金額かかるのでそこはちょっと難しいなど。

一階の観覧スペースでどうにか対応ができればということに至りました。

○飯田委員

やはり当然財源の問題で今お金がかかるということですけど、当然、6月の時点で交付金を活用する事業として合計この時点では26億7,000万の中で、天都山のオホーツク流氷館と、この市民健康プール等の整備事業ということと、学校暖房設備改修事業、この三つで26億7,000万ということになっています。

私はやはりこの時点で図面、ある程度のレイアウトを示せば、このお金をどういう形で、この時点では、市債、基金、一般財源で3億9,000万円、交付金のほかに見るとなっております。

だからこの時点で私は当然レイアウトした中で、今言った観覧席を設けて、どのぐらいの追加予算がかかるのかということをやるときだったと思うのです。

今ここにきて、こうなったからもうないというのではなくて、私たちの議論の中ではまだ観覧席

を設けてどのぐらいの予算がふえるのかということの議論も必要だと思うのです。

観覧席を実際消防法に引っかからない形で設けた段階ではどのぐらいの上積みが必要なのですか。

○角田建築課長

もともと最初は観覧席という形で、消防法からなからエレベーター設置、二方向避難等でやるという積算したときには7,000万円から8,000万円ぐらいの予算がかかるということで、これは非常に難しいということで先ほど岩本課長も言いましたように1階部分から座席、要するに皆さんが座って見られるような形をつくるという形で、だんだんそれが広がっていった多目的スペースにも人、お客様、一緒に入っていて皆さんでそこで見てもらえるだけである程度そういう人数がカバーできるだろうというお話で進めておりました。

その後、やっぱり2階にもなんとかというお話があって、消防法で要するにどうしてもかからないような形にするには、消防としては協議した結果、今と同じぐらいの大きさで要するに控室、お母さんたちの控室という形で出していただければ何とかなるかもしれないということで消防と協議して今の形でもって、今までとほとんど変わらないのですけれども、上のほうに建てるという状況になって大体3,000万円から4,000万円ぐらいになるだろうという予算、新たな工事をするということくらいで私どものほうは今積算しております。

○飯田委員

今のは現在その要望聞いて広げた中で、控室のスペースに観覧席的要素を持たしてやったっていう費用ですね。私聞いたのは、観覧席としてしっかりしたものを持ったらどのぐらいの追加経費がいるのかと。

○角田建築課長

先ほども申し上げましたけども、観覧席として消防の施設からエレベーターから全部設置しますと、当初7,000万円から8,000万円ぐらいの事業費がかかるという積算になりました。

○飯田委員

私やっぱり関係団体なり話し合いするときに、そういうようなことは初めに示すべきだと思うのです。

だから今言ったとおり、お金がかかる限度はどこかということ、やはり私たちの考えとしてはこれをどうするかと、このままお金もどんどん上積み

してかかっていいとは思っておりません。

どこかでしっかりと財政的なもので折り合いをつけなければならないのですが、それにしても今ここに来て11月の18日に来て、もう議会に12月の提案をするというときに来て、やはりちょっとどころか、十分議論する時間が私は少ないなと思っているのと、それでも、やはり今言った資料、控室ではない本格的な観覧席を私はある程度持った中で7,000万円だったら7,000万円足したらどこから財源があるのかということも含めて、議論したいと思うのですよ。

そういう面でそういうような議論は12月議会中まででもできるということですね。

○大澤副市長

きょう、本当に大分詰まった中で、資料を議会のほうにお示しをして、遅かったということは委員の御指摘のとおりだというふうに思っています。

それで今回の市民プールの整備というのは、既存の市民プールの通年化を図ってスポーツ増進、進めていきたいという観点と、それから前から申し上げているとおり市民の健康増進、この二つの目的で整備を進めるということですから、健康増進機能のための施設とそれからスポーツ振興、子どものスポーツ振興という観点での施設整備を考えているわけですから、私の考えとしては観覧席というのはその次のところにくる話であって、メインとなる部分ではないというふうにまず思っています。

したがって当初、水泳協会側のほうにお示しした図面では2階の構造というのはなくて、1階のところで観覧をしていただきたいという形でお示しをしたわけですが、いろいろな御意見を伺う中で、やはり2階から見るといようなことが必要なのだという御意見等いただいて、いろいろと数回にわたってコンサルとを協議している中で、2階に観覧席、観覧席といいたほうがいいか観覧スペースといいたほうがいいか、この図面の控室になっていますけれども、そういった構造にしておくことによって金額的にどのぐらいの上積みになるのか。それから観覧室を設けることによってそのスペースのどこをいじることになってくるのかというように詳細にわたっていろいろ詰めてきて、本当にこの図面につきましては、かなり近くなってからでき上がったというような経過もございまして、繰り返しになりますけれども、観覧席、スタンド形式と言ったらいいのでしょうか、

そういったところまでは最初から想定をしておりますし、スポーツ振興という観点でのプールの整備と健康増進というのはメインだということで今回の実施、基本設計を作り上げたということでございます。

○飯田委員

副市長、やはり今のプールでも観覧席はあるのです。

普通陸上競技だったら立って走っています。

寝たり座って走ってはいないです。だとしたら水泳の水面という、やはり泳ぎは常に潜ったり、水面上のちょっとしかないです。

そうすると、平面のところから見るのと角度をつけてみるのとはっきり言ってどこの大会でもオリンピックでもどこの日本選手権でもどんな大会でも上から見ないとわからないのです。

そういうことから、私は当然プールのこのイメージ図が出てきたときには観覧席は当然あるものだという認識のもとでやったけども、今のは当然初めからそういうのは予想してないで、基本設計に進んでいったというのは私はそれだったらそれでもっとこの段階で示して議論する時間をもっと保障すると、本当に観覧席が必要かどうかのと。

そこをやってこなかったのはやはり、遅くなったからすいませんではなくて、いるかいらないかの本当に瀬戸際だったと思うのです。

そういう面からも本当に競泳用プールでは必要だというような認識を私はしっかりと持ってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○大澤副市長

大会云々というのは当然あるでしょうし、それは非常に回数的に言えばそれほど多いものではないというふうに思います。

ですから日常的にこの施設を利用するのは、やはりそういったスポーツの観点から子どもさんたちとか皆さんが泳ぐということと、健康増進のそのプールを利用するというのが日常的なこのプールの活用の仕方であって、大会のときに平面的に見るより上から見るほうがいいというのはそれは当然わかる話でありますけれども、そのために大がかりなスタンド形式といいましょうか、そのことがそういった2階の施設が必須だというふうに私は考えておりませんでした。

○飯田委員

実は先日も水泳協会はじめ水泳関係、プール利

用している関係団体の方と意見交換なりしたのですけど、やっぱり30年の歴史というのは水泳を通して体力づくり、健康づくりのほかに水泳の競技力向上で少しでも上にいきたい、それから将来的にはオリンピック選手を出したいなとそういう考えをしっかりと持ったから30年もいろいろな形で私は積み重なってきたと思うのです。

そういうことからいうと、当然競泳関係者はコースにしてもスタート台にしてもタッチ板にしても、実際観覧席にしても当然そこは要求してくると思うのです。

だから、それはそれで30年の積み重ねの上に今回、新築するのですから通年化して、だからより大きな目標を持っていると思うのです。

そういうような目標にトータル的には、当然いろいろな大会も引っ張ってきますよという覚悟の上で、いろいろな要望を出していると思います。

それが全部通るかどうかはまた予算上のことでわかりませんが、認識だけは、そういうような積み重ねて今まで30年、曲がりなりにも市民プールがもってきたのはそういう関係団体の方が一生懸命努力して積み重ねてきた結果だと思うので、その辺の認識をやはりもう一回しっかりと持っていただきたいと思うのですけれども。

○大澤副市長

おっしゃっていることは十分理解はするところです。

それぞれの競技には長い歴史があったり、その施設利用に当たってはいろいろな御要望というものを水泳だけでなく、サッカーにしても野球にしてもいろいろなところではそういったことはあるかと思います。

今回の市民プールの整備につきましては、御案内のとおりその元気交付金という国の制度の中で活用できる財源があるということで、大きな課題だというふうには認識しておりましたけれども、そういった制度を活用して整備ができるということになったわけです。

整備に当たっては、当然その競技にかかわっている方もいらっしゃるし、健康増進のためにというふうに考えている方もいるわけです。

ですからその両方の目的を持った施設整備を考えていかなきゃならないといったときには、当然財源にも限りがありますので、当然2階の施設を整備するということに言えば、それはしっかりとした積算の上であるべきものかそこは削れるのか

となるところは当然必要なことだと思いますけれども、通常2階に観覧席を設けるということであれば、私も素人ですが、それには相当な金がかかるなということは、ある程度わかるのかなというふうに思います。

当然今まで競技に出るにあたって、いろいろと練習等積み重ねて長い間やってきたということについては理解をするところでありますけれども、やはり全体な金額を考えればそのところをまずあるべき形といいましょうかそういった部分までは、ちょっと考えが及ばなかったといいましょうか、今回お示ししている図面につきましても、当初は1階の部分での観覧スペースという考え方が経費的にも抑えられるという形の中で一旦はそういう形で協会側のほうにもお示しをしましたけれども、いろいろ御意見を伺っている中で現在の2階の観覧スペースと同様な施設を望まれたということで、それを選択したというところでございます。

○飯田委員

委員会の議論は始まったばかりですから、そういうことも含めて私は今後議論をして観覧席などについてはそういうことで議論していきたいと。

それで今、御答弁の中で競泳用プールプラス健康増進もやるのだと、ぱっと図面を見た限りで私は、健康増進を本当に考えているかどうかということが疑わしいと言ったら変ですが、実際健康増進の事業何をやるのです。

先ほど言った水中だとかということだけで、実際健康増進として何をやるのかということ具体的にできているのですか。

○林健康管理課長

健康管理課としましては、基本設計の中におきました多目的プール100平米ほど、それから多目的スペース200平米ほどと計画しておりますけれども、基本的に多目的プール25名ほど、それから多目的スペースにおいては50名ほどが無理なく運動できるスペースを確保したと考えております。

事業の展開に関しましては幅広い年齢層を対象に、その人の年代、健康状態に適応した効果的な運動教室の開催をできればと考えております。

またあわせまして疾病予防の見地からも、有酸素運動等を取り入れた生活習慣病に効果的な事業をできないかということで検討していきたいと考えておりますけれども、これからその辺の充実強化を図っています先進地のほうに視察等にいきまして、研究をしていきたいと考えております。

○飯田委員

実はこの図面で不満なのははじめから多目的プールってこうやって出ていること。

何やるかということによってプールの大きさなり施設が出てくるのではないのですか。

この間、北海道都市問題会議で東京大学の名誉教授で、日体大総合研究所の所長をやっている武藤先生が網走で最後に理念をかためてハードをつくと言ったのに、これだとハードができてあとかから理念がついていくのではないのですか。

○林健康管理課長

先ほど申しましたけれども多目的プール、例えば25名ほどを想定しているというお答えしましたが、1回のエクササイズで可能な教室人数としては25名程度が適当ではないかといううちの判断でして、その辺のプールの大きさ等に関しては回数を持ってクリアするとか、いろいろ工夫していく余地はあるのかなとは考えています。

○飯田委員

特に立派なのこれできてますので網走と。この中にも基本的には健康増進というようなことになったときに、連携というようなことになっているのですね。

実は私たち総務文教委員会も、行政視察に先月行ってまいりまして、阿賀野市の水中運動施設、これは福祉部で所管しまして、福祉部で介護予防なりそういうのをしっかり位置づけているのですね。

実際行かれるところは東御市だと思うのですが、東御市の場合は健康増進施設で医療、福祉、介護というものをしっかりと一緒のところにやった施設なのです。

私は、東御市なりに見に行くと、そこのをそっくり入れれないと、これだったら。その中のどの部分を視察してきて事業として入れるのかと。

本来、6月過ぎぐらいから見に行くとあそこは無理だと、ああいう施設は無理だということになって、競泳用と共存できるような健康増進施設ということの考え方になったらプールの位置だとか多目的スペースの位置だとかいろいろな位置が全部変わってくると思うんです。

だから基本設計の前に当然、健康増進事業というものはこれを最低やると、例えば介護予防を主にするだとか、さまざまな面というものが事業、ソフトをやるということになれば、当然この児童プールなり、多目的プールの位置が違ってくると、

位置なり大きさ、そういうのはどう考えているのか。

○後藤市民部長

今、飯田委員のほうからソフト事業の考え方についての質問があったと、そういうふうに思っておりますけれども、基本的には課長も説明しましたけれども、幅広い年齢層の中で使っていただけるものをまず第一に考えていきたい。

そういたしますと、例えば小学生から高齢者に向けてなどという年齢層になると思います。

特に高齢者におきましては、委員からもお話ありましたように介護予防ということで、現在もプールがない中で、市内のコミセンですとかでいろいろ開催をされていることということでございます。

その部分については福祉部とも協議を進めておりまして、例えばそこに参加されている方がプールに集まっていたときにどういうことができるか、どういう回数をこなしていけるかなという具体的な部分については福祉部も含めて協議はしておりますけれども、果たして他市でやっているように、福祉部、例えば健康関係とすべてが一緒の施設の中に入らない中で、やる上においてはどういう形が理想的なものがあるかというのは先進地を見ながら検討していきたいという段階でございまして、そういう意味で今月になりますけれども担当の職員が先進地のほうをみて、それぞれソフトの部分についてのよしあしなども研修していきたいといふように考えております。

○飯田委員

そうなりますと当然、この健康増進機能の事業なり、今言いましたとおり幼児から高齢者まで対象にして健康増進を図るということになれば、当然この施設だってそれに合ったような大きさなりそういうものになってしまうということですよ。

○後藤市民部長

基本的には大きさ等については、それは例えば利用される方がどれぐらい想定されるかによって変わってくると思いますけれども、それは回数をこなすことによって分散できるとか、そういうこともありますので、すべてこの辺のソフト事業決まって基本的な形も大きく変わっていくという形はあまり考えておりません。

○飯田委員

水中運動一つにしたってさまざまな事業があるのです。

例えば高齢者向けだとか障がい者向けだとか。

そういうことも含めてやるのであれば、私は基本設計ができ上がる中で、実は、生活福祉委員会も行政視察に行つてこのプール関係を見てきているはずなのです。

そういうことであれば当然、競泳部分と健康増進部分が今副市長が言ったとおり両方しっかりとやっていくというのであれば、委員会での質疑も私は総務文教と生活福祉委員会の連合審査的な審査も私は必要だと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○大澤副市長

連合審査といいましょうかその辺のところは議会側でお考えいただければ、私どもとしてはそれに従うという形になろうかと思います。

○飯田委員

そういう部分も含めて今後、健康増進的な機能の関係でも連合審査的なものも両委員長で話し合っていたきたいなと思います。

○平賀委員長

そこについてまた後日検討していくということになると思います。

○飯田委員

まず一旦休みます。

○平賀委員長

ほか質疑のある方。

○近藤委員

今は季節が限られて運用されているプールが通年化されるということで、これは非常に市民の皆さんの要望もこれまで多くて非常に注目度も高い施設で、6月の議会の段階、6月の委員会の段階でお示しいただいた中からようやくこのような形で具体的な姿が立ち上がってきたという認識しています。

これまでの大まかな流れをさまざまな形で市政報告会等開きますと、プールに関心のある市民の方々も参加をしていただいて、いろいろ御意見を伺って参りました。

そういった経過も含めていわゆるスポーツ振興、競泳の分野とそして健康増進の分野と兼ね備えた施設にしたいということで、非常にその兼ね合いが難しい中でかなり知恵を絞られて、そしてまた市民の皆さんの思いもうまく受けとめられながら、ここまで進んでこられたというふうに私は認識をしています。

その部分は非常に大変なことも多かったかとは

思うのですけれども、まちづくりの視点に立てば市民の皆さんと行政の皆さんとで意見を出し合いながらよい施設をつくっていくという視点に立てば、いい流れで話は進んできているのではないかというふうに私自身は認識をしているところがあります。

まず1点目の質問なのですが、これはまだ基本設計のレベルという話なので、これからまたその細かい部分の詰めが始まって実施設計という形になると思うのですが、この前段の整備の方針のところに書かれている日本水泳連盟の一般公認プールとしての規格を兼ね備えるのだということがまず一つうたわれています。

そうすると僕もいろいろと勉強させていただいて、その公認をとるためにはかなりいろいろと細かい規定があって、それは当然この後の実施設計いろいろと出てくるのかなと思うのですが、例えばそのコースの番号を振る場合は、こちらから順番に1、2、3と振るとかですね。

それから滑りどめの加工を水深80センチぐらいまではプールの壁面の部分やらないといけないとか細かい部分が公認をしっかりと取るためには必要だというふうに意識しているのですけれども、その細かい部分についてはこれからしっかりと詰めていくという認識はまずお持ちなのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

○岩本スポーツ課長

今おっしゃられたように、公認を取るためにはかなり細かい規定といいますか規格といいますか、そういうものがございます。

今おっしゃったようにプールのターンでの壁面につきましても、滑りづらいコンクリート状といいますかざらざらしたものというものも入っているかというふうに認識をしておりますので、その部分をきちっと把握をして、これからコンサルのほうもそういう認識を持ってやっておりますので、このプールの設計をしている方というのも今まで公認のプールを何度も経験をされた方というふうに伺っておりますので、こちらでもきちっと把握をしながら、その部分をチェックといったらあれなのですがきちっと適合、整合性をもってやっていきたいというふうに思っております。

○近藤委員

限られた財源の中で知恵を絞ってされているということなので、できることできないこと当然出てくるかと思うのですけれども、せっかく公認規

定でしっかりしたプールをつくるというコンセプトお持ちなので、そのあたりきちんとやっていたきたいというふうに思います。

この基本設計見させていただいて、非常に今までのプールよりも公認大会も開ける水準になってきますので、先ほど飯田委員の話にもありましたけど、多くの方がこのプールを大会含めて利用されることが想定されると思うのですが、プールサイドの床面積含めて、大会開いて選手たちがたくさん来た場合にこのプールサイドの面積で十分対応できるのかどうかというのは現段階でどういうふうに認識をされているのか伺いたいと思います。

○岩本スポーツ課長

プールサイドの面積、当然広げれば広いほど大会運営はスムーズに進むという認識はしております。

プールのこちらの幅を2メートル広げてそういうものに対応した場合いくらかかるんだといった場合に4,000万円ほどかかるということで、そういう数字も提出しながら内部で検討してまいりました。

ただなかなか予算というものがありますので、その部分は簡単にはいかなかったという過程があります。

知恵を絞って先ほど説明したとおり競泳用のプールにフロアというすのこ状のものをいれますが、それは大会時に当然プールサイドに上げるものです。上げればそのスペースが邪魔というか狭くなります。

児童プール、多目的プールに高さを調整してそのフロアを並べてそこに滑らないようなシートを、そこを待機スペースにすればある程度そこで競泳の参加の方々がたまっておけるし、召集のスペースにもなるということを考えてそれを実行したいというふうに考えております。

○近藤委員

今の御答弁でなるほどというふうに認識をいたしました。

そういった形で知恵を絞っていただきながら、大会開催時にも対応できるような仕組みをこれからも考えていただきたいというふうに思いますし、私たちもいろいろと議論をさせていただきたいというふうに思います。

あと、健康増進の観点から先ほど飯田委員の質問から具体的に何をやるのですかという質問も

あったかと思うのですけれども、総務文教委員会で新潟県阿賀野市の健康増進プールを視察させていただいた経過もあるのですが、この多目的プールの広さであれば私は十分に水中歩行、そして水中エクササイズに対応できるであろうというふうに認識しています。

これから具体的なメニュー含めて、回数含めて検討されていくということではありますが、先ほどその介護予防の話をされていましたが、その一方でその広い年齢層ということをおっしゃられました。若年層の部分含めて、どういうふうに取り組みを図っていくのかというのを現段階ではどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○林健康管理課長

若年層というのは小学生以下含めてという想定でよろしいでしょうか。

○近藤委員

広くです。小学生以下も中高生も含めて、そのあたりをどう取り込んでいくかという。

○林健康管理課長

小学生の部分につきましては、夏場になれば各小学校等のプールを活用していただくということ当然あると思うのですが、もっとそれ以上小さい部分に関しましてはその児童用プールのほうを御利用いただけるソフト事業を考えていければと考えています。

○近藤委員

これから具体的に考えるというような水準のかなというふうにお見受けしました。

あと、健康増進の部分でいくと、やはりそのインストラクターを含メートル人材をどういうふうに確保していくのかということも当然プールを活用していく視点で重要になってくるかと思うのですけれども、現段階ではそのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○林健康管理課長

現在、これから水中運動、歩行などの部分に関しましては、専門的知識を持った方、また現在実際に水中歩行の指導など行われている方などの意見もアドバイス等もいただきながら、ソフト事業等、教室の開催等についても進めていかなければならないとは考えているのですけれども、現在のところインストラクター等については、そういったところで研究していった中でちょっと進めていきたいなと考えております。

○近藤委員

これから具体的な姿が立ち上がっていくかと思っていますのでまたその都度、議論をさせていただきたいと思います。

現段階では非常に市民の皆さんのスポーツ振興そして健康増進それぞれの思いをきちんと酌み取った形での基本設計としてでき上がりつつあるというふうに認識しておりますので、この先も折にふれて議論させていただきたいというふうに思います。

質問終わります。

○平賀委員長

ほか。

○高橋委員

先日伺ったときにはかなりこれから大変だなという感じが受けましたけれども、きょうお話を伺っておりまして運用としましては、歩み寄ったことが感じられます。

1点だけ市民プールの通年化になるわけですが、休日というものはどのようにとられるか。

○岩本スポーツ課長

現在、プールは基本的に月曜日が休館日です。

月曜日が祝日に当たる場合は翌日と、5月の連休のようにそれが重なるようでしたらずっと先送りするという形になっております。

体育施設、基本的には職員の休みというものも当然ありますので、月曜日休館、また土曜、日曜、平日によっては営業時間が若干変わると、今でも日曜日、休日は4時半まで泳いで5時までに着替えて帰っていただくというふうになっておりますので、それに準じた形で今後も考えたいと思っております。

○高橋委員

今のお話で月曜日という基本的な休日で、今変更はないとそんなふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○岩本スポーツ課長

そのとおりで結構です。

○高橋委員

大会ですとか、中には月曜日も使いたいという場合には振り返るといった考えはなかったですか。

○岩本スポーツ課長

さまざまな事情、個々の利用者あるかと思いますが、やっぱり職員の配置についてもこれからということになります、当然週に一回は休日といえますか休みの日を設けないといけないとい

うこともありまして、大体多くの施設で週に一度休館と。場合によってはそういう休館に際して特別清掃なりいろんなことがやるという場合もありますので、週に1回の休館日というのは設けたいなというふうに思っております。

○高橋委員

わかりました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○平賀委員長

ほか。

○井戸副委員長

私のほうからも一言。

飯田委員の指摘もあったとおりですが、スタートのとりかかりがちょっと若干遅かったという、当初のこれに対する考えの違いというものもあったなというふうにとらえております。

そういった中で団体とのやりとりがなされて意見が反映された形で図面が出てきたかなというふうな認識を持っております。

公認プールをこれからとるに当たって、他市では1点クリアできなかっただけで公認プールとれなかったという話も聞いておりますので、そういった部分は関係団体としっかりと煮詰めていただきたいという部分と、今後備品等の購入の計画もつくられていくと思いますけれども、その辺もしっかりと関係団体とどういったものが必要か、建設費も16億8,000万円ということで、多額な投資ということで建設がなされるようになりましてけれども、通年という部分で、補修費、修繕費等もかかってくると思いますので、その辺も含メートル中で備品のほうも関係団体と煮詰めていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○平賀委員長

ほか。

○飯田委員

健康増進機能なのですけども、当然今これにあったいろいろな事業を幼児から高齢者までやると言ったのですけど、やはり要望は健康増進を銘打つなら健康増進の効果がどうあがったのかというような観点から、それに合った体制を私はとるべきだと思うのです。

それであるならば何も健康増進機能を特に並べて持たせる効果がないと思うのですけども、例えばここのプールに健康増進機能の判定を持たせる保健師だとかそういう人を常駐させてやるという

ような考えでも持たないと、いろいろ今、先ほど児童とか子どもは夏、プールあるからそれなりに対応するといったのですけれども、特に高齢者なり介護予防なりそういうことになりますと当然測定して、水中運動一つにしても水中運動の効果というものはかなり今重要視されています。

それを専門的な観点から判定して、どういうふうな処方箋を下すということまで考えないと健康増進の意味はないと思うのですけども、その辺はしっかりと持っているのでしょうね。

○林健康管理課長

現在考えていますのは、例えば個人健康チェックシート等を持っていたいてその中に例えば簡単なことでいけば血圧とか、運動前の血圧、運動後の血圧とか、体脂肪の関係ですとか、その辺をまず個人でチェックしていただいて、その中で、保健師が常駐ということは今ちょっと考えてはおりませんけれども、月に何回か行って指導する機会を設けられればということで考えております。

○飯田委員

当然、阿賀野市の視察に行きますと、今まで水中運動普及事業をやっているインストラクターがいまして、かなりやっているのですけども、不足しているのは測定をしてどんな効果が本格的にあらわれているのかっていうのが非常にこれから課題だということを言っていたのです。

ただ、多目的プールで水中運動なり歩行なり競泳用プールでもそうなのですが、水中歩行したから効果が上がるだけじゃだめだと思うので、その辺をしっかりと持っていないと健康増進ということにはならないと思うのですけども、それらも含めてスポーツ課と健康管理課と視察に行かれると思うのですけれどもいかがですか。

○林健康管理課長

委員さんから御指摘のありましたとおり、その辺を含めまして視察行って、今後研究していきたいと、検討していきたいと思います。

○飯田委員

それはまたこれからの質疑の中でやっていきたいと思います。

それと先ほど財政的な話になりました。今回16億8,000万円、プール本体が14億1,000万円、トレーニング室増設駐車場整備で2億7,000万円とあるので、これは前の6月のときに13億3,000万円の中にトレーニング室増設と駐車場整備はどのぐらい入っていたのですか。

○角田建築課長

前回、トレーニング室の増築はだいたい2,000万円強ですね。

それと除却で3,000万円強といいますのは、今回当初予定していたよりもかなり金額が上がりました、今の現在のところで2,000万円強と3,500万円強ぐらいの金額が上がっているのですが、これにつきまして今資材の高騰と人件費の高騰で、かなりなウエートを占めて上がっていきまして、それがまだ今後ともまだまだ要するに確定的な状況でないで今大体の概算でこのぐらいということでお話をさせていただきたいと思います。

○飯田委員

その辺はわかるのですが、先ほど要望しました観覧席っていう形で議論の土台になる観覧席をある程度しっかり設けた中での積算というものができるといったことだったのです。

7,000万円というようなことで出たのですけれども、それは出るのですね。

○角田建築課長

出るといいますと、これからの協議の中で実施設計の中で出るかということなののでしょうか。

○飯田委員

実施設計でなくて、きょうこれは私たち初めて見せてもらったものです。

私はきょうの議論のほかにこれを見た中で、特に市民健康プールの建設概要とこの図面しかありません。

こういう中で私は持ち帰って、これらの中をもっと吟味するのです。

本来であればこの委員会がもっと議論を進めるなら、これは前に配られてなければだめなのです。

そういう意味からも私は12月議会出る前にもう一度精査した中で議論したいので、そのときに消防法にひっかからない観覧席の積算、これがほしいのです。

○角田建築課長

今委員のおっしゃられましたことにつきましては、先ほど大体3,000万円から4,000万円位というお話ししましたが、これについては実施設計の中でかなり詰めていく格好になると思いますので、実施設計の以前の段階でそこまで詳細な値段が出るかどうかというのはちょっとこれから今コンサルと打合せをしてみても検討してみたいと思います。

○大澤副市長

今、飯田委員のおっしゃっている2階の観覧席というのはどれぐらいのレベルを、どれぐらいの規模を想定しているもののでしょうか。

○飯田委員

それは、大会をやって今ありますよね、今のプールの観覧席も含メートル、これらのプールの規模にあった今の観覧席にどのぐらいまた必要かということも含めてなのですけども、少なくとも今の観覧席程度のものというものと考えています。

○大澤副市長

今この図面でお示している、点線の二階控室となっている観覧スペースは現在の施設のものとは大体と同等だというふうに思います。

○飯田委員

観覧席はなくて、実際こういうような段差をついた中でやれるスペース、でこれは今のスペースで全く段差をついた中で実際どのようなスペースというのですか、二段なり三段なりってあると思うのですけど。

○角田建築課長

今の現存している控室という格好になっていすけども、それにつきましては椅子があるということなのすけども、それをどの程度の椅子にするかわかりませんが、腰かけれるような形で、ただ二列も三列も二段も三段もなるという状況にはなりません。

今のところ考えているのは平らにだいたい2メートルから、柱がでていますので柱から2メートルぐらいバックして、その長く30メートルぐらい控室ということで今つくろうという考え方はしています。

○飯田委員

少なくとも私は3メートルなり3メートル50なりの範囲の中での観覧席というか、そういう中での試算をお願いしたいということなのです。

○角田建築課長

ちょっと言葉足りなかったのですけれども、今柱が出ていましてその柱の幅が1メートルございます。

それで、そこの以外にそれから2メートルとるので実際的には窓からは3メートルぐらいの距離にはなっていると思っています。

幅の長さだいたい30メートルぐらいで今積算することとしています。

○飯田委員

一つの例として、二段じゃなしに三段なりのとれるような観覧席というような想定のもとでの積算はできるのですね。

○角田建築課長

今のままでいきますと柱から２メートルで二段、三段のひな壇ができるようなスペースは正直言ってできないです。

それとそういう段々をつくりますと今度まるっきり観客席の必要な、要するに消防法にかかってくる観覧席という格好に完全になってしまいますので、それだと今のままではちょっと先ほど申し上げたように7,000万円も8,000万円もかかってくる、つくるといったらそれぐらいの施設になってしまうということになります。

○飯田委員

せっかくつくるのですから、一応議論はしてそれがそうなるとは限らないので一応その資料として、今課長の言った7,000万円なり8,000万円かかる、そういうような図面と積算の額をやっぱり示していただきたいということ。

○角田建築課長

わかりました。一応コンサルと協議してこういうふうにしてやるのならいくらかかるのですかという形で設計図面、まあ図面までいくよりも金額をはじくことはできると思いますので、それについてはやってみます。

○平賀委員長

ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

ないようですのでいったんこの質疑については終了いたしますが、次回以降の対応については正副でいろいろ協議をしながら進めていきたいと思えますけれども、いずれにせよ市民の方の利用も多い施設ですのでいろいろな意見を聞きながら理事者側も進めていっていただくということになると思えます。

いったん暫時ここで休憩をいたします。

午後２時05分 休憩

午後２時12分 再開

○平賀委員長

それでは再開いたします。

続いてその他の案件であります。

理事者のほうから。

○大澤副市長

一点御報告があります。

11月の15日付け北海道新聞の朝刊の記事にありました個人情報に記載された古紙の流失についてという点につきまして、その経過等について御報告をさせていただきたいと思えます。

本件につきましては、10月の下旬に保育園の園児が保育所から持ち帰った絵を見た御家族から、その裏面に個人情報、住所と氏名が記載されていたというお話が実はございました。

同日、どこの保育所から持ち帰ったものかを調査したわけでありすけれども、市内保育園のうち、たんぽぽ保育園の古紙回収箱に9月議会関係の印刷ミス用紙、50枚程度が残っておりました。

これを全部持ち帰って調べてみたわけですが、その中には個人情報が記載されたミス用紙はございませんでした。

しかしながら9月議会では議案、それから資料等として、個人情報の記載が必要な案件がございました。

そういったことから現物は確認していないわけでありすけれども、そのミス用紙の一部が流出したのではないかというふうに考えているところでございます。

議会関係文書等における個人情報の取り扱いにつきましては、御案内のとおり議員と理事者へ配布する議案、資料等には個人情報が入っているわけでありすけれども、それ以外については記載しておらず、また、説明の際にも十分配慮して個人情報の保護に努めてきているところでありますけれども、今回このようなことが起こってしまった大変申しわけなく思っているところでございます。

今回は流出いたしました当該古紙がどれくらいの枚数であったかは把握することはなかなか難しいわけでありすけれども、その資料等の差しかえだとか印刷ミスといったことではなくて通常業務の中で、試し刷りをしている4、5枚程度のものでないかなというふうに考えているところでございます。

こういった古紙が、ほかに園児が持ち帰った部分がほかにあるのかどうかということにつきましては、8月の末から10月の末にかけて、園児が持ち帰った紙につきましては、保護者の御協力を得ながら回収するように担当部課長に指示をしているところでございます。

古紙の再利用につきましては、ISOの14001取

得時にあわせて紙資源の有効活用とごみの減量化のために進めてきておりますので、これは今後とも続けていくつもりでおりますけれども、こういった古紙の再利用にあたっては当然のことでありまして、個人情報保護には十分気をつけて利用するよう改めて職員に周知をするとともに、個人情報保護の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○平賀委員長

委員の皆さんから何かございますか。

○飯田委員

私も見たのですけれども、個人情報に本当にあたるのかなと思ったのです。

実は9月議会の専決処分の記事でありまして、額も出てあったのですけれども、裏見たら使えないですね、普通、そのままだね。

だからおそらく印刷ミス、印刷しているときのミスで、半分裏面が白紙だったから、使えたと判断したと思うのですけど、それはもう議員もとして私たちも控室でやったやつを無駄にするなということで、そこに置いてあるのですけども、その場合もそういう可能性もありますよね。

ところがあの議案書ってというのは市民の方が来たら、渡せるものなのですか。

○大澤副市長

議員と理事者は、今委員がおっしゃるとおり個人名も住所も入ったものを持っていますけれども、今はインターネットで公開してしまっていて、報道関係者だとかそれから傍聴に来た方にも渡したりもしますが、そのときには今、住所、個人情報の部分は削って出しております。

これは、かつては議案のものをそのまま渡していたのですけれども、近年その個人情報の保護というところがかなりクローズアップされたという中で、今はそういった措置をしていて、個人名が入っている分については議員と我々理事者だけしか持っていないということです。

○飯田委員

ということは公表できない、ということでもないですね。

○大澤副市長

私どもの個人情報保護条例では目的の範囲を越えて実施機関以外のものに提供してはならないというようなこと云々書いていますので、非常に扱いとしてはやはり保護すべき観点のものだなとい

うふうな認識でございます。

○飯田委員

それであるならば傍聴に来た人が、専決処分いかといたら今の専決処分は何と言ったときに議員は言ったらだめと。

○大澤副市長

今回の件につきましては交通事故の案件としては二つありまして、一つは議決を要するものでした。

一つは、諸般の報告の中でペーパーだけ配られているということですから、そのペーパーは傍聴に来られた方、それを入手することは出来ますけれども、そこには住所と氏名は消しているからそれはわからないということなのです。

それから、議案のやつについてもそれは提案理由の説明等でも個人の名前、住所等については、たしかしゃべってないような気がしたのですけれども。

○飯田委員

しゃべってないのですけれども、聞かれたときには議員は言ったらだめだということですね。

○大澤副市長

だめかいかっていうのはちょっとあれですけれども、その辺のところはやっぱり個人情報の保護という観点からいろいろ配慮すべきところはあるのかなというふうに思いますし、今回は全く関係ない部分での流出ということになってしまっていますので、やはりこのところはちょっと配慮足りなかったかなというふうに思っていて、その辺のところは報道機関ともちょっと話をしてみた経過はあるのですけれども、やはりそのところは十分注意すべきものであるという認識でございます。

○飯田委員

十分注意するという認識程度でいいですか。

○平賀委員長

議長どうぞ。

○小田部議長

今飯田委員が質疑してくれているのですが、副市長が答弁していただいておりますが、なぜ注意する、だめだから注意する。これが個人情報保護法の一つの壁。

これを共通の認識にしなければ、今飯田委員がそれでは議員が聞かれて説明していいのかという発言もありました。

非常にポイントをついた一点なのですが、だ

めだから注意を喚起し、これは例えば議会がその資料を扱ったりしても同様なですね。ですから、その辺の共通の認識をきちんと持って、個人の名前、住所、あるいは金額、こういったものはそれに該当しますよという確認、共通の認識にいていただきたい。

この辺はひとつ副市長も含め、本委員会においてちゃんと、とど疑わしいから注意します、注意喚起します。

こういう曖昧さはかえって問題を惹起しかねない件ですから委員長、その辺は仕切りのもとで共通の認識、共有にしていだけるように計らっていただければありがたいと。以上です。

○平賀委員長

この件については議会側の扱いについては状況によって議運のほうで協議をしていただくような形になると思います。

基本的にはそういう議長のおっしゃるとおりかなと私も思います。

○飯田委員

委員会にかかわってくることでですからね。

だから議運なり会派代表者会議なりで徹底するということでしょうね。

○平賀委員長

ほかこの件について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

ほかその他委員の皆さんからなにかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

理事者からはないですか。

(「ありません」の声あり)

○平賀委員長

最後に一点だけ私から。

行政視察のレポートについてですけれども、11月28日までの提出というふうにお願いしたいと思いますので、委員の皆さんもどうぞよろしく願いをいたします。28日までの提出です。

それではこれにて総務文教委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時24分 閉会